

平成22年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会

議 事 録

平成22年度第1回 長崎地域福祉有償運送運営協議会 議事録

事務局	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻前ではありますが本日出席予定の委員すべて出席していただいておりますので、ただいまから、平成22年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>まず始めに、長崎市障害福祉課長の川上が挨拶申し上げます。</p>
課 長	<p>(課長あいさつ)</p>
事務局	<p>それでは、今回、委員の改選があつての初めての協議会ですので、委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p>お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いします。</p> <p>(委員紹介)</p>
事務局	<p>次に事務局につきまして、自己紹介により紹介させていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p>
事務局	<p>次に、協議会の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日の協議会については、委員20名のうち、15名が出席されております。長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項で規定する過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立することをご報告申し上げます。</p> <p>なお、小道委員、四元委員、合澤委員、濱洲委員、馬場委員の5名におかれましては、所用のため欠席となっております。</p> <p>続きまして、会議及び会議録の公開について皆様におはかりします。この運営</p>

	<p>協議会は、傍聴の申し出があった場合、傍聴を認めております。また、会議録につきましても、委員名をアルファベットでA、B委員と記載し、ホームページで公開いたしておりますが、ご同意いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ご異議がないようですので、これまでと同じく公開とさせていただきます。</p> <p>本日は、委員改選後初めての協議会開催となりますので、本日配布の次第の第1号議案のとおり、まず、会長の選任を行います。運営協議会委員20名の名簿は、資料①の1ページに掲載しております。会長の選任につきましては、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条第2項の規定により、委員の互選となります。どなたか、ご推薦ございませんか。</p>
A委員	<p>これまで会長を務められてこられた長崎大学環境科学部准教授の杉山委員が、学識経験者としての公平中立な立場の委員であり、適任と考えますが、皆様いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ただいま杉山委員を会長に推薦する意見がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>それでは、杉山委員、よろしく願いいたします。恐れ入りますが、会長席へご移動をお願いします。</p> <p>なお、会長に代わり職務を代理する副会長につきましては、要綱第5条第4項の規定により、会長が指名した者を充てることとなっておりますので、会長にご</p>

	<p>指名いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>犬淵委員を副会長にお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>それでは、犬淵委員、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが副会長席へ移動をお願いします。</p> <p>それでは、議事に移りたいと思います。ここからの議事進行につきましては、杉山会長、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p> <p>それでは、2 報告「平成21年度下半期における福祉有償運送実績報告」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは本日配布しました資料を使って説明いたします。</p> <p>資料①の2ページをご覧ください。</p> <p>3事業者の会員数の推移と運送実績の一覧を掲載しております。続いて、別冊資料②の表紙をめくって最初のページをご覧ください。3事業者の平成21年度下半期の実績報告にかかる提出書類の一覧となります。なお、事業者からいただいた提出資料のうち、運転者の資格や損害賠償の保険にかかわる部分については、既に事務局で書類審査・確認を行っておりますので、今回の資料には添付しておりません。</p> <p>まず、ほほえみながさきさんについて、資料②の1ページの実績報告書をご覧ください。</p> <p>22年3月末時点での登録会員数は79名。自動車数は19台となっております。</p>

す。次に資料2ページから5ページまでは旅客の名簿です。個人情報保護の観点から氏名及び住所については黒塗りをしております。名簿上は80名ですが、80番の方は、平成22年6月に会員登録されておりますので3月末では79名となります。

6ページ目は身体等状況票です。今回は新たな方1名分の提出がっております。先ほどの名簿の75から78番の方は前回の実績報告時に既に提出がっておりますので、今回は79番の方のみ追加での提出ということです。なお新規登録会員の利用目的はこれまでと同じく透析通院であります。

次に浦上の丘さんについて、8ページの実績報告書をご覧ください。平成22年3月末での車両は3台、登録会員数は70名となっておりますが、ここに記載された数字は旅客範囲ごとの対象者数となり、利用者の延べ人数となります。実人数は52名となっております。

9ページから11ページは旅客の名簿です。12ページから15ページまでは新たに会員になられた方の身体等状況票になります。新規登録会員の利用目的は、これまでと同じく通院であります。

続きまして、17ページをお開きください。社会福祉法人恵仁会さんです。平成22年度末での車両数は3台、会員登録数は23名です。18ページから19ページは旅客の名簿、20ページは新たな方の身体等状況票を添付しております。新規登録会員の増加は2名となっております。

説明は以上であります。

会 長

ただいまの説明について質問、意見等ありませんか。

無いようであれば、次の3「その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

平成22年3月23日に道路運送法施行規則が改正されております。運送の実

施主体に新たに「認可地縁団体」が追加されました。地縁団体とは、自治会や町内会等地域的な共同活動を行っている団体で「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と地方自治法に規定されています。この地縁団体は、通常法人格を有しないため、公民館など不動産を保有している場合、団体名義では登記ができず、自治会長個人の名義で登記することとなっておりました。そのため相続等での所有権争いなどのトラブルが発生していたことから、市町村長による認可を受けることによって法人格を取得し、団体名義で不動産登記ができるよう平成3年4月に制度化されたものです。

この「認可地縁団体」が運送の実施主体に新たに追加されたことについて、犬淵副会長から詳しいご説明をお願いしたいと思います。

副会長

道路運送法施行規則の改正に伴う運送主体の追加の内容については先ほどご説明がありましたが、もともと平成18年10月1日に今の福祉有償運送等の登録制度が始まりましたときには、NPO法人など8つの運送主体が列記されておりました。これはあくまでも限定した列記でありまして、商工会等ということではなく、これしかできないということです。ただ、改正の経緯にも書いておりますけれども、これらの団体すらないような山間へき地へ行きますと、NPO法人や農業共同組合もないようなそういう地域もありまして、平成19年10月15日から11月14日に内閣府の構造改革特別区推進本部が第12次の構造改革特区の提案募集をしましたところ、197の提案がありまして、その中に三重県伊賀市から地縁による団体についても自家用有償運送を行えるようにして欲しいとの提案がありまして、それを国土交通省で検討しましたところ認めるということで、22年3月に国土交通省令が改正されて即日施行されたということです。具体的なイメージとしては、どちらかというと過疎地有償運送を想定しておりますので、長崎地域で即こういった団体が福祉有償運送をやろうというところ

が出てくるかどうか、今もそういう動きもありませんし、すぐあることではありませんがこういったところも運送主体に追加されたということで本日説明させていただきました。それともうひとつ、公益法人が一般社団法人又は一般財団法人に変わったというように書いておりますが、これは平成22年3月23日に変わったということではなくて、公益法人制度改革3法が平成20年12月1日に施行されておりました、そのときに一般社団法人又は一般財団法人に変わったということで記載をさせていただきました。以上でございます。

会 長

ご質問等ございませんでしょうか。

先ほどの報告事項についてもご意見、ご質問がありましたらお願いします。

B委員

旅客の名簿を見てみると、ほほえみながさきさんの分は、エリアが長崎市、時津町、それから長与町と広範囲になっていて、他の2事業者については長崎市の方のみの名簿というふうになってはいますが。

事務局

3事業者のうち、ほほえみながさきさんだけが長崎市を越えまして時津町、長与町の住民の方も活動範囲として活動されています。他の2事業者は、地域の方とまとまった形、エリアになっておりますので長崎市内の方となっております。

会 長

よろしいでしょうか。その他に何かないでしょうか。無いようであれば事務局のほうから連絡事項等お願いします。

事務局

長時間の協議、ご苦勞様でした。

次回の日程についてですが、来年1月ごろに半年に1度の定期報告を予定しております。日程については、会長と協議のうえ決定させていただきたいと思っております。なお今回開催日程の通知が直前になってご迷惑をおかけして大変申し訳

	<p>ありませんでした。次回は早めに日程を通知して出欠の連絡をさせていただきたいと思っています。</p>
会 長	<p>事務局から次回の日程について説明がありましたが、何か質問はありますか。</p>
C委員	<p>前回、乗り合いについての提案がなされていたと思いますが。</p>
事務局	<p>前回1月の段階で協議いたしましたけれども、今後複数乗車の必要がある場合は、その事例をもって具体的に協議をすることとなっております。たたき台を提出したいとの意見もありましたので、提案があれば協議をいたしましょうということで終わっていたのですが、たたき台の提案がございませんでしたので今回は議題としておりません。</p>
C委員	<p>それは事業者のほうから出していただくということですか。</p>
事務局	<p>そうです。前回の協議の中では、具体的な申し出があった段階で協議をしますということになったと思います。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。確かにそういうことになっていたと思います。もし必要であればそのような提案をお願いしたい。</p>
C委員	<p>3事業者のうち、2事業者は委員に入っているが、もう1事業者は委員に入っていないので、事務局のほうから提案があるかどうか確認してほしい。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>

会 長	他に何かありませんか。全般にわたって結構です。
C委員	身体等状況票については身体障害者手帳のコピーを取ることによって手帳の番号とか等級、身体状況等把握できるがその点についてはいかがでしょうか。
事務局	身体等状況票の件ですが、昨年度の会議の中で整理させていただいた経緯がございます。そこで過重な負担との意見があがったことから省略できる項目については可能な限り省略して項目を整理し、協議がなされた結果、現在の様式でもって進んでいくということが確認されております。
C委員	決定したからもうそれで全て行うということではなくて、どうすれば負担が軽くなるかというような方法を、福祉有償運送をいかに有効に活用して移動困難者を支援するかを考えていただきたい。
事務局	昨年1月に議論がなされたところで、これまで検討した結果を尊重しながら今度も進めていきたいと思っております。
会 長	一度その議論はこの協議会の中でもなされております。前の様式を見直して簡素化した結果であると認識しております。再度見直してほしいという要請があれば、こういうことを見直して欲しいということでご提案いただくことは結構でございますが多分同じ結果になると思っております。
D委員	身体等状況票ですが、それぞれ提出していただいてご審議いただいたんですが、資料の6ページをご覧くださいと分かるように、1名の方が新しく会員になったということでご報告いただいております。この様式は前回合意いただいた様式で、実際に記載された内容を見ますと、ほほえみながさきさんは非常にシンプル

	<p>に書いておられます。これで今日の会議で皆様のご承認を得ている。理解いただいているわけであって、本日の会議で皆さんがもっと詳しく書いていただきたいとか特段おっしゃっているわけではございませんので、私は、今ご報告されている内容で十分みなさんご納得いただいているものと思います。</p>
E 委員	<p>これでいいという意味ではない。1件ですよ。だから書かなくていいということに納得しているわけではなくて、会員数が急激に伸びているわけではなくて、そうやかましく言うこともないかなという信頼関係でいっているのであって、基本的に記載事項はできる限り記載してほしい。一方が書いてもう一方は書かなくていいというのはおかしい話であって、必ずしも書かなくてよいと容認したわけではないということだけは了承していただきたい。</p>
F 委員	<p>今の内容のことですけど、書くということ、基本的に記録を残すという考え方でスタートしていかないと。不足があれば、そこはどうしましょうという議論をしていくのがいいのではないかと私は思います。</p>
E 委員	<p>負担になっているというが、前回の会議では負担になっていないという意見もありました。だから、何がどう負担になっているのか。件数からいっても必ずしも負担になっているとは思えないのですがいかがでしょうか。</p>
C 委員	<p>ボランティア団体としてやっているのだから事業所とは違う部分がある。ボランティアとして患者さんにどこまで聞けるかという問題がある。聞けない部分がどうしても出てくる。</p>
A 委員	<p>身体等状況票というのは、単に役所に提出するというものではなくて、一回作っておけば、例えば引継ぎのときなどに、Aさんはこういう状況だからとか、い</p>

	<p>つも運転される方がお休みの場合は別の人がそれを見ればその人の状況が分かるといった資料にもなるので、大変かもしれないですが、書類をそろえるとか最低のことはやっていただきたい。そのほうが、事故があったときいいのかなと思います。</p>
E委員	<p>運転して運送するわけですので、どういう状況の人を運ぶっていうのを最低把握しておく必要があるのではないですかということです。そういう資料があれば誰が運転してもそれを見るだけでこの人はこういうところに気をつけなければいけないというのが分かるのではないですかということです。</p>
副会長	<p>運送される方に直接携わっているわけではないのでなかなかイメージはわからないのですが、身体等状況票を見ることによって何か対応しなければならないとか実感して分かる部分もありますから、必要性は理解されるのではないかと思います。</p>
C委員	<p>福祉有償運送はドアツードアとなっていますが、専門家にお聞きしたいのですが、ドアツードアというのは車のドアから車のドアまでなのか、それとも自宅のドアから車のドアまでなのか。</p>
副会長	<p>ドアツードアというときは家のドアから目的地・・・・</p>
C委員	<p>じゃあ国土交通省はトアツードアを玄関のドアから目的地のドアまでということにされているんですか。</p>
副会長	<p>ここでいう有償運送というのはあくまでも、運送対価が発生する部分ですから車の輸送としては運賃が発生する部分です。</p>

C委員	福祉有償運送というのは、ドアツードアといいますよね。
副会長	ドアツードアの個別輸送機関です。
C委員	そのドアツードアというのは車のドアから乗せて運送して車のドアを降りるときまでではないんですか。
副会長	タクシーもドアツードアの個別輸送機関だという言い方をするんですが、その人が出発地点から目的地まで、近いところまで運ぶということでのドアツードアの個別輸送機関。福祉有償運送の場合も基本的にはドアツードアの個別輸送機関、同じ様な形態ということで、出発地から目的地のより近いところまで運ぶというイメージがありますけれども・・・
E委員	ドアツードアというのは分かりやすく言うと、バスなんかは、例えば自分の家は上にあるけど、外れてそこを走るわけにはいかないから、電車もそうですよね。そこをタクシーは機動性があるから近くまで行けるという意味です。
F委員	先ほどの議論はどうなっているんですかね。
会 長	事業者さんからの問題点とか質問などはまずは事務局のほうへご相談していただきたい。この場は要するに議論の場ということで事業者という立場ではなくて同じ委員の立場として参加していただきたい。議論が変な方向に走っていったからそれは避けたいと思います。さきほどの身体等状況票につきましては、できるだけのことは書きましようと言っていたものと理解しています。委員の皆様方もそういう形でよろしいですね。

事務局	<p>長時間のご協議ご苦労様でした。本日の協議会は、全て終了いたしました。</p> <p>委員の皆様、お疲れ様でした。</p>
-----	---